

浦安市規則第 29 号

浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則を廃止する規則

浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則（平成 8 年規則第 14 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの規則による廃止前の浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則第 5 条の規定により申請のあった者が施行日前に購入したストーマ用装具に係る浦安市ストーマ用装具購入費の助成については、なお従前の例による。